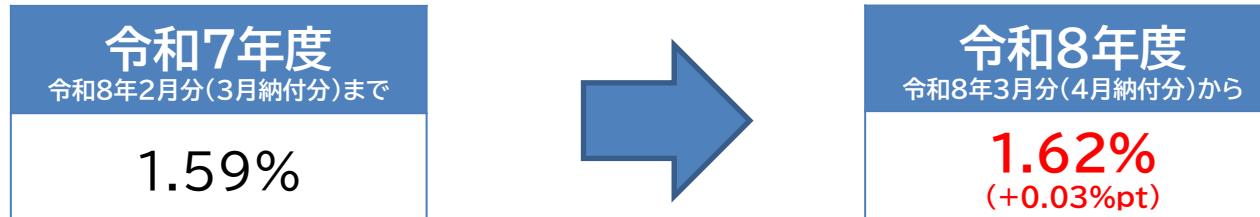


令和 8 年度 介護保険料率について

介護保険料率について

- 介護保険の保険料率については、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除して得た率を基準として保険者が定めると健康保険法で法定されています。
- 令和8年度は、令和7年度末に見込まれる剩余分（57億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう**1.62%**（4月納付分から変更）とします。



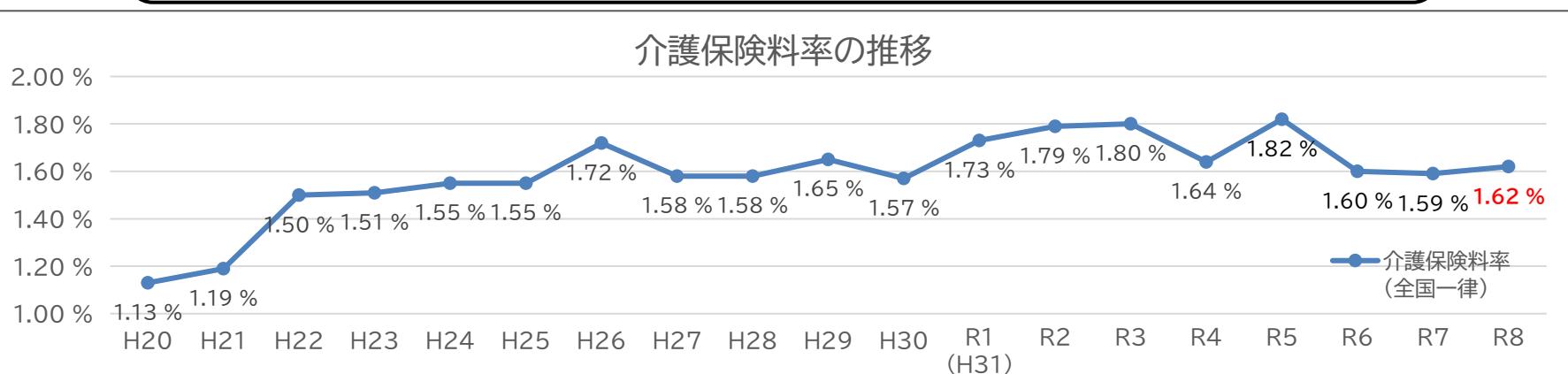
1.59%から1.62%へ引き上げた場合の令和8年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半後)
〔月額〕 51円 (2,703円 → 2,754円) の負担増 (※)標準報酬月額を340,000円とした場合の負担を算出。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳~64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

«参考»健康保険法 第160条

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。



協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

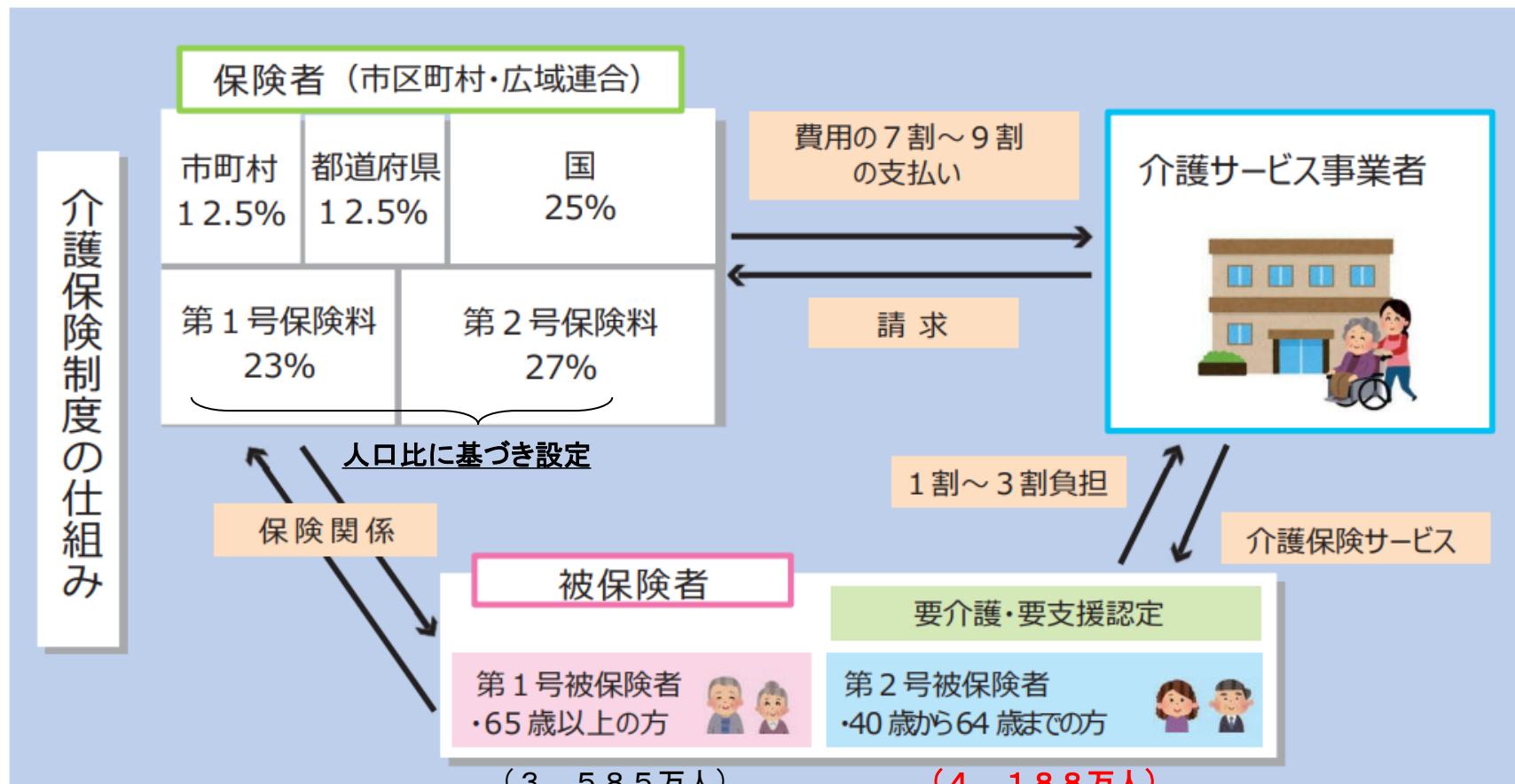
		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	備考
		決算	直近見込 (2025年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	保険料収入	10,555	10,919	11,432	2024年度保険料率： 1.60%
	国庫補助等	1	1	1	2025年度保険料率： 1.59%
	その他	–	–	–	2026年度保険料率： 1.62%
計		10,556	10,920	11,433	納付金対前年度比 ⇒ + 360
支出	介護納付金	10,835	11,125	11,485	
	その他	0	0	–	
	計	10,835	11,125	11,485	
単年度収支差		▲ 279	▲ 205	▲ 52	
準備金残高		262	57	5	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。



介護保険の運営主体（保険者）と財政

介護保険の保険者は、市町村と特別区（広域連合を設置している場合は広域連合）になります。介護保険者は、介護サービス費用の7割～9割を給付するとともに、第1号被保険者の保険料を徴収し、介護保険財政を運営しています。財源は公費5割、保険料5割（現在、第1号保険料23%、第2号保険料27%）とされています。



介護納付金の仕組み

参考

令和6年12月23日
第116回社会保障審議会
介護保険部会資料3(抜粋)

- 40～64歳（第2号被保険者）の保険料は、各医療保険者が徴収し、納付金として支払基金へ納付
- 納付金は、概算により納付し、2年後に精算する仕組み

